

議案第17号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成31年3月8日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「断続的な勤務以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第9条の2第1項中「前条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

（説明） 超過勤務の上限時間に係る規定を設けるとともに、職員の給与に関する条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(超過勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務（以下「<u>超過勤務</u>」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、<u>超過勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p><u>2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該</p>	<p>(超過勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、<u>正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該</p>

請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第3項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項において同じ。)のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2・3 (現行に同じ。)

請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第3項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項において同じ。)のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、前条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2・3 (省略)

2 職員の給与に関する条例の一部改正(付則第2項関係)新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

付則第2項による改正案	現 行 条 例
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第9条第1項の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たり</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第9条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与</p>

の給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2～7 （現行に同じ。）

額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2～7 （省略）